

NOVEMBER 2020 | ISSUE 37

# 市報ぎのわん英語版

1-1-1 Nodake, Ginowan, Okinawa | TEL 098-893-4411

<https://www.city.ginowan.lg.jp/>



Scan the QR code below to see past issues of the newsletter and other English contents on our city's website.



## FOLLOW US



## 市の人口

(10月現在)

|       |               |
|-------|---------------|
| 人口    | 100,346(+116) |
| 女     | 51,560(+46)   |
| 男     | 48,786(+70)   |
| 外国人   | 1,636 (-2)    |
| 世帯数   | 45,920(+115)  |
| 総外国籍数 | 51 (-1)       |

## 宜野湾市新生児子育て応援給付金のお知らせ

市では、特別定額給付金事業の対象とならなかったお子さまを対象に、出産や養育にかかる費用等の経済的援助を行い、子どもの健やかな成長と子育て世帯への支援として給付金を給付しています。

給付対象児 次の①～③のすべての条件に該当する児

- ①令和2年4月28日から令和3年4月1日生まれであること。
- ②出生後、最初に記録された住民基本台帳が宜野湾市であること。
- ③申請書を市で受理した日、または郵便局の消印日に宜野湾市の住民であること。

※ただし、施行日（令和2年10月12日）の前日（令和2年10月11日）までに出生した乳児については施行日時点で宜野湾市の住民であること。

受給対象者 ①②③に該当したお子さまの同世帯の母または父

給付額 給付対象児一人あたり10万円

申請書配布方法 申請書および返信用封筒は、給付対象児へ順次郵送または出生届出時に市民課戸籍係窓口でお渡しします。

申請方法 郵送。申請書および添付書類を返信用封筒で郵送してください。

申請期限 令和3年5月31日（月）必着 給付金の振込日

申請内容に不備がなければ、申請書が受理された日から3～4週間程度  
※振込日の通知は行いませんので、通帳記帳での確認をお願いします。

### 【注意事項】

※申請書を提出しなければ給付金は給付されません。  
※転出後の申請は、申請期限内であっても給付対象外となります。

問 保健相談センター ☎898-5583

# 新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しましょう

- 密が発生しやすい場所や基本的な感染防止策が徹底されていないイベントや会食への参加をなるべく控えること。特に、不特定多数の人が密集し、かつ、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えること。
- イベントや会食の参加に当たっては、適切な対人距離の確保、手指消毒、マスクの着用、大声での会話の自粛など、適切な感染防止策を徹底すること。
- 街頭や飲食店での大量または深夜にわたる飲酒や、飲酒しての行事への参加は、その行事の特性を踏まえつつ、なるべく自粛すること。
- 必要に応じて、家族同士で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するなどの新しい楽しみ方を検討すること。

## ひとり親世帯臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育ての負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

### 対象

#### 1. 基本給付【1世帯5万円、第2子以降児童1人につき3万円】

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

#### 2. 追加給付【1世帯5万円】

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

### 支給手続

基本給付の①に該当する方は申請不要、それ以外に該当する方は申請が必要です。

### 申請等期限

令和2年12月28日（月）※児童扶養手当の認定をされていない方でも、対象となる場合がございます。

問 児童家庭課 ☎893-4642

## 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

年末調整や確定申告まで大切に保管を！

国民年金保険料（今年の1月1日から12月31日までに納付した保険料）は、令和2年分の所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を令和2年11月上旬に日本年金機構から送付する予定としていますので、年末調整や確定申告の際には控除証明書（または領収証書）を添付してください。

令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に、今年はいじめて国民年金保険料を納付された方については、令和3年2月上旬に送付する予定です。また、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご自身の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

問 ねんきん加入者ダイヤル  
☎0570-003-004（ナビダイヤル）

こちらの市報の英語版は外国人市民の方に市内の情報を伝えるために宜野湾市役所の市民協働推進課が発行するものです。「市報ぎのわん」の省略したもので正式なものではありません。宜野湾市役所と当課の翻訳者は誤りや不正確さについては何の責任も負わないものとします。行政対応は日本語で行われています。